

第 1 9 5 回

杉並区都市計画審議会議事録

令和 3 年(2021 年) 4 月 2 7 日(火)

会議名		第195回杉並区都市計画審議会
日時		令和3年(2021)年4月27日(火)午前10時00分～午前10時50分
出席者	委員	〔学識経験者〕 中井・村上・河島 〔区 民〕 堤・栗原・大川・小野・大原 〔区議会議員〕 野垣・ひわき・矢口・川原口・けしば・岩田 〔関係行政機関〕 岡田
	説明員 (区)	〔都市整備部〕 都市整備部長・まちづくり担当部長・土木担当部長・ 都市整備部管理課長・市街地整備課長(耐震・不燃化担当課 長)・土木管理課長・みどり公園課長・みどり施策担当課長 〔環境部〕 環境部長・環境課長 〔政策経営部〕 施設再編整備担当課長 〔危機管理室〕 防災課長
傍聴	申請	0名
	結果	0名
配布資料		<郵送分> ◎次第 ◎幹事・説明員一覧 ◎議案資料 <<審議事項>> 東京都市計画公園の変更について(案) 一杉並第2・2・53号 杉並第八小学校跡地公園一 *参考資料1:当該地及び手続の概要 *参考資料2:杉並区の主な都市計画公園・緑地 *参考資料3:杉並区都市計画公園・緑地総括表 *参考資料4:現況写真 *参考資料5:周辺の区立公園・緑地等配置図 <会議後郵送分> ◎参考資料 *参考資料1:周辺区道の状況 *参考資料2:旧杉並第八小学校施設の整備等に係る基本計画

<午前10時 開会>

管理課長 本日も、ご多用の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは、定刻になりましたので、審議会の開催をお願いいたします。

まず初めに、会議の成立についてご報告いたします。本日は、菅野委員、金子委員、渡辺委員、毛塚委員から欠席との連絡を受けてございます。

都市計画審議会委員 21 名のうち、現在 17 名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、第 195 回杉並区都市計画審議会は有効に成立してございます。

なお、本日は新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言中ではございますけれども、感染症対策を講じて会議を開催させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会長より開会の宣言をお願いいたします。

会長 それでは、ただいまから第 195 回杉並区都市計画審議会を開会いたします。皆さん、おはようございます。本日も円滑な議事進行にご協力よろしくお願いいたします。

初めに、事務局からご報告がございましたので、よろしくお願いいたします。

管理課長 このたび、当審議会の行政機関委員であります杉並消防署長に新たに新署長が異動により着任され、4月22日付で当審議会委員に委嘱いたしましたのでご紹介させていただきます。

委員 皆さん、おはようございます。4月1日付で杉並消防署長を拝命いたしました。よろしくお願いいたします。

管理課長 なお、本来であれば区長から委嘱状をお渡しするところでございますが、時間の関係上、席上配付とさせていただきますので、ご了承くださいようお願いいたします。

続きまして、会長、本日の署名委員のご指名をお願いいたします。

会長 本日の会議記録の署名委員は、川原口宏之委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

管理課長 続きまして、令和3年4月1日付けの人事異動によりまして、新たに着任しました幹事、説明員を都市整備部長より紹介させていただきます。なお、新型コロナウイルス感染症対策として限られた職員のみ紹介となりますことをご容赦ください。

都市整備部長 まず初めに、幹事から紹介をさせていただきます。都市整備部管理課長、土

肥野幸利でございます。

管理課長 土肥野です。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 次に、説明員の紹介をさせていただきます。

みどり施策担当課長、吉野稔でございます。

みどり施策担当課長 吉野です。どうぞよろしくお願いいたします。

都市整備部長 続きまして、土木管理課長、三浦純悦でございます。

土木管理課長 土木管理課長、三浦です。よろしくお願いいたします。

都市整備部長 以上でございます。

管理課長 先ほどお伝えしましたとおり、本日も新型コロナウイルス感染症対策として、本日の議案に必要な説明員のみのお出席とさせていただきます。幹事、説明員につきましては、お配りしてございます。幹事、説明員一覧のとおりとなっております。本日、出席の幹事、説明員につきましては、左側に丸印をつけてございます。

なお、本日は議案の関係上、最上亮施設再編整備担当課長、土田昌志防災課長が説明員として出席となりますので、よろしくお願いいたします。

会長 続いては傍聴の確認でございます。本日、傍聴のほうはどうなっておりますでしょうか。

管理課長 傍聴はおりません。

会長 それでは、傍聴の方がもし来られましたら、随時入室を許可することとさせていただきます。

事務局より議題の宣言をお願いいたします。

管理課長 本日の議題は審議事項が1件でございます。「東京都市計画公園の変更について一杉並第2・2・53号 杉並第八小学校跡地公園」でございます。

資料はあらかじめお送りしているものでございますが、お手元にありますか。

なお、当初予定をしておりました議案「東京都市計画公園の変更一杉並第2・2・29号 富士見丘北公園」につきましては、公告・縦覧図書に変更が生じたため、本日の議題とはせず、次回以降あらためて議案とさせていただきますので、ご了承ください。

会長 それでは、議事に入ります。ご説明ございましたように審議事項1件でございます。

議案の説明をお願いいたします。

みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 私から議案1「都市計画公園杉並第2・2・53号 杉並第八小学校跡地公園」の都市計画変更についてご説明をさせていただきます。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。表紙に「東京都市計画公園の変更について(案)第2・2・53号 杉並第八小学校跡地公園」と記させているもので、こちらにつきましては表紙を含めて4枚となっております。そのほかに、参考資料として、表紙を含めて6枚となっております。過不足ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、手続きの概要につきまして、参考資料をご覧くださいながら説明をさせていただきます。

参考資料の1ページをご覧ください。

当該地の概要は資料に記載のとおり、土地の所有は杉並区となっております。

下の表の手続きの概要でございますけれども、令和3年3月24日、セッション杉並にて都市計画に関する説明会を開催いたしました。開催に当たりまして、広報すぎなみ3月15日号に掲載するとともに、説明会の案内を計画予定地周辺半径およそ250メートルの範囲、2,800戸にチラシを配布しております。住民説明会では39名の方が参加されまして、都市計画公園を追加変更することにご理解とご賛同をいただき、設計整備を進めていくこととなりました。

また、都市計画変更に先立ち、事前に東京都との協議が必要となりますが、今回の杉並第八小学校跡地公園の都市計画変更の協議につきまして、令和3年3月2日付けで、都としては、意見はない旨の協議結果通知書を受けているところでございます。

案の縦覧につきましては、手続きに従いまして令和3年3月25日から4月8日までの2週間、区のホームページ及び都市整備部管理課窓口において行いました。意見書の提出はございませんでした。

次に、杉並区における都市計画公園緑地の概要と、今回の計画地の現況と周辺状況についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。こちらに杉並区の主な都市計画公園・緑地についてお示しをしてあります。

続いて、3ページには、杉並区の都市計画公園種別ごとの計画決定箇所数、面積などを載せた総括表をつけてございます。全体を見ますと、令和3年4月

1日現在の数値として、計画決定箇所は71か所、面積は178.38ヘクタール、そのうち供用済箇所としましては66か所で、面積98.66ヘクタールとなっております。今後、引き続き未供用部分の整備に取り組む必要があると考えているところでございます。

続いて、4ページをご覧ください。当該地の現況写真となっております。敷地の南東から南側、東側にかけて道路に接し、西側は宅地、東側は社寺と隣接しております。北側は公園と併せて今後建設いたします区立の複合施設が建設される予定となっております。

続いて、5ページには計画地周辺の区立公園・緑地等の状況を示してございます。当該地周辺については、今回お諮りしている土地のような3,000平米を超えるような規模の大きな公園はございませんで、蚕糸の森公園につきましても500メートル離れたところにある状況でございます。

現在、杉並区では、一定のエリア内の公園で機能分担を図る「多世代が利用できる公園づくり」を進めておりまして、こちらにつきましては、一定のエリアを設定してございます。エリアの設定につきましては、3,000平米程度の公園を中心に行うこととしておりますが、先ほど申し上げたとおり、当該地周辺にはそのような規模の大きな公園がございません。当該地を公園として整備することで、新たなエリアを設定することができまして、「多世代が利用できる公園づくり」に取り組むことができるというものでございます。

また、周辺は狭あい道路、それから、住宅地が密集するといった防災的な面で課題がある場所でもございまして、防災性の向上についても、今回公園を整備することで効果があるというものになってございます。

それでは、案件の説明に移らせていただきます。

議案と表紙にあるものの1ページ目をご覧ください。計画書として、本案件の概要を示してございます。変更理由に記載しましたとおり、都市計画公園の配置、利用を検討した結果、東京都市計画公園として計画地の区域を追加変更するものでございます。

公園の名称は、杉並第2・2・53号、杉並第八小学校跡地公園。位置は、杉並区高円寺南二丁目地内。面積は、約0.47ヘクタールとなっております。

3ページをご覧ください。総括図としまして、都市計画図に本公園の位置を示したものでございます。赤く囲っているところが計画地となっております。北方向約500メートルほどのところにJR中央線高円寺駅がございました。

用途地域につきましては、第一種中高層住居専用地域でございます。

4ページには公園計画図をつけてございます。緑色の線で囲われている部分が今回の計画範囲となっております。

最後になりますが、都市計画公園と位置づけまして事業認可を取得することで都市計画交付金の対象となりまして、財政面においても区としてメリットがあるものとなっているところでございます。

説明については以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明された内容につきまして、ご質問やご意見ありましたら委員の皆様さんからお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

都市計画公園の変更について、今回、杉並第八小学校跡地公園ということで、公園名称に仮称とかつかないでこのまま書いてあるのですが、いつもは大体地名がついて、仮称何とか公園となっていると思うのですが、公園名はこれで決定ということによろしいでしょうか。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 今回お示ししているものにつきましては都市計画上の公園名ということでございまして、実際に開園する際には、地域の町会等の方のご意見を伺いながら、公園名は決定するというものでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 分かりました。仮称とかは書いていないけれども、この公園名の呼び名みたいなものは後々ついていくということによろしいですか。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 委員お話のとおりでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 分かりました。それから、縦覧についてなのですが、以前から要望しているのですが、特にコロナ禍ということもあって、区役所だけではなく、ぜひ地域の区立施設などでも行ったらいかがかと思っております。

それから、ホームページは時間に関係なく縦覧できるという利点もあるので、すけれども、年配の方にとっては歩いていける場所で直接縦覧できるのが理想だと思いますので、検討を求めたいのですが、いかがでしょうか。

会長 管理課長、どうぞ。

管理課長 こちらにつきましては、都市計画の手續ということで、確実に区のところ
に届くという部分がございます。ですので、東京都だったり、ほかの自治体もい
ろいろ研究はさせていただいてございますけれども、現在のところは確実に見
ていただいて、確実に届くというところでの考えでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 それから、公園の中にある体育館について伺いたいのですけれども、杉八小
跡地施設の整備について今年の4月に基本計画が出ていたのですけれども、こ
の時点だと、当初、体育館は解体、撤去という予定だったと思うのですが、今
回残すことになった経過を伺います。

会長 施設再編整備担当課長、どうぞ。

施設再編整備担当課長 こちらにつきましては、当初、既存校舎、体育館等を解体する予定であった
というところでございます。

その後、地域からのご要望の中で、このオープンスペース、いわゆる公園の
使い方についてご要望がございました。その中には、通常時においては、例え
ばボール遊び等ができるような運動スペースであるというのと同時に、この地
域につきましては防災に関心が強いというところもございますので、災害時
には一時的に避難できるような屋根付きのスペース、そういったものを整備でき
ないかといったご要望がございました。こうしたご要望を踏まえまして、区と
して対策を検討した結果、既存の体育館を活用することにしたものでございま
す。

会長 委員、どうぞ。

委員 住民の要望ですとか、防災の観点から体育館は残すことになったということ
ですね。

体育館は、私も先日外からは見てきたのですけれども、これは耐震の状況な
どはどうなっているのでしょうか。

会長 施設再編整備担当課長、どうぞ。

施設再編整備担当課長 こちらにつきましては、平成12年に耐震補強工事等を行っておりまして、耐
震性について支障はないものと考えております。

会長 委員、どうぞ。

委員 分かりました。先ほど答弁の中でもあったのですけれども、基本計画で、こ
の北側にできるコミュニティー施設のところに、地域のイベントや運動ができ

るスペースを整備するというのがあって、多目的室というところで軽い運動ができるようなのですけれども、この軽い運動というのがどの程度の運動かなと思ってまして、阿波踊りの練習とか、それぐらいのものであれば軽い運動かなという気がするのですけれども、例えば球技とか、そういう運動というのはこのコミュニティー施設ではなくて、体育館を利用するということになるのでしょうか。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 体育館の利用方法については今後検討するということではございますけれども、いわゆる球技につきましては、公園の中においては球戯場という専用のスペースで行っていただいているところもありますので、そういった状況を踏まえまして、今後どのように使っていくかというのは考えてまいるところでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 体育館ができるだけいろいろな用途で使えるようにとは思っています。所有とか管理というのは区が行うことになると思うのですが、基本的には、この体育館は区立施設と考えてよいのでしょうか。もし、その場合ですけれども、公園の施設、公園の体育館なのか、コミュニティー施設の体育館という考え方なののでしょうか。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 こちらについては区立の施設ということでございまして、公園の中にある体育施設という位置づけになるものでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 公園の中の体育施設ということですね。そうすると、平時には、ほかの体育館と同様に、区民の方が予約して、イベントとかスポーツに使用できるという理解でよろしいでしょうか。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 繰り返しのご答弁となりますけれども、利用方法につきましては今後検討していくところでございます。このような形で、公園の中に運動施設としての体育館ができるということは、区立の公園としては初めてのところとなりますので、そういったことを含めまして、今後、使用方法については検討してまいります。

会長 委員、どうぞ。

委員 体育館は、もし今後、修繕などが必要になった場合はどう対応される予定か伺います。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 修繕につきましては、必要に応じて修繕を図っていくというところがございますけれども、営繕部門等と連携しながら、その辺は進めてまいりたいと考えてございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 体育館の存続は住民要望もあり、防災機能の継承と区も説明会で回答していますので、ぜひ今後、必要な修繕などがあればその都度検討していただくように要望したいと思います。

それから、基本計画にあった暫定活用地についてなのですが、オープンスペースの北東側を暫定活用地と基本計画に書いてあったと思うのですが、私は、個人的には、今後地域コミュニティー施設の規模とか、あと、その中に設置される高円寺東保育園、ここは中核園、また、障害児指定園でもあるために、例えば定員の変更などが必要になった場合の増築用の用地というような受け止めだったのですが、今回の都市計画決定によって、この暫定活用地というのはなくなって公園になるということではよろしいでしょうか。

会長 施設再編整備担当課長、どうぞ。

施設再編整備担当課長 委員ご指摘のとおり、今回の都市計画公園の決定の中で、全て公園にするという形にしてございます。その理由といたしましては、当初、暫定活用地ということをご設けまして、今後の行政需要等に応じてということも検討してございました。一方で、今回体育館を存置するという中で、校庭と同程度のオープンスペースを確保していくという必要もあることから、暫定活用地も含めまして、都市計画公園としてしっかりとオープンスペースを確保していくとしたというところがございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 分かりました。

それから、敷地内通路について伺いたいのなのですが、3月24日の説明会の資料に、防災機能・震災救援所機能のところ、緊急時には車両の通行が可能な敷地内通路を整備とありますけれども、この敷地内通路というのは、アスファルト舗装される予定なのでしょうか。

会長 施設再編整備担当課長、どうぞ。

施設再編整備担当課長 詳細につきましては、今後の設計等の中でというところではございます。今、委員もおっしゃいましたように、緊急時には車両が通れるというところもございますので、そういったところを考慮しながら整備をしていくというところではございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 東側にできる敷地内通路については、これは寺院と接している道のない部分を南北に通り抜けができるようになって便利になる反面、地域住民からは防犯上心配だという声も寄せられています。また、この通路というのが、このコミュニティー施設となる建物の西側のほうにもできるようにはすけれども、基本的には夜間や土日休日でも通り抜けができるというものでしょうか。

会長 施設再編整備担当課長、どうぞ。

施設再編整備担当課長 こちらの用地につきましては、東西南北の回遊性ですとか動線の確保、そういったことも地域からのご要望として頂いておりますので、基本的には通り抜けできる形で整備をしてみたいと思います。

会長 委員、どうぞ。

委員 分かりました。

それから、塀や柵についてなのですが、現在の学校跡地の周りはほとんどブロック塀のようなのですが、西側の住宅と隣接する部分はあまり柵と呼べるようなものがないような場所もあると思うのです。ブロック塀は防犯とか防災上も今は危険だと思うので、公園になる際はフェンスなどに変更するように求めたいのですが、いかがでしょうか。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 具体的な内容につきましては、今後、住民の方とお話し合いをしながら決めていくということになりますけれども、少なくともブロック塀をそのまま残すということはありません。

会長 委員、どうぞ。

委員 分かりました。

あと、公園の北側に保育園の園庭が接して整備されるようなのですが、ここの出入りについても、保育施設としての防犯機能と、災害時に保育園の子どもたちが公園に出られる利便性というのを考えて整備していただきたいと考えています。

杉並区内でも同じようなパターンの保育施設、公園と保育園が接していると

いうところが、例えば新しく整備された下井草どかん公園は下井草保育園とあい保育園と接していたりすると思うのですけれども、ぜひそういった状況も所管とともに確認して、適正な整備をお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 防災面、それから安全面を含めまして、どのような形がいいかということで、所管とは調整しながら進めてまいりたいと思います。

会長 委員、どうぞ。

委員 ぜひ、お願いします。

それから、消防水利について、井戸についてお伺いします。消防水利についてですけれども、埋設されている5トン水槽というのは、移設等により機能を残置すると資料にありますけれども、学校プールは解体することになると思うのですね。学校のプールに代わる消防水利の機能をどう検討されているのか確認します。

会長 防災課長、どうぞ。

防災課長 消防水利につきましては、消防のほうと今情報共有しながら、どの程度のものが必要なのかということで調整をしているところでございますので、消防の意見をよく聞きながら進めてまいりたいと考えてございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 杉八小のプールは、地域住民の方が子どもたちのためにお金を出し合ったという歴史もあって、地域では非常に思い入れが深いものと聞いています。プールと同程度の機能を持つ消防水利の整備を消防ともぜひ連携して進めていただくよう求めておきます。

それから基本計画に、震災救援所機能として、敷地内に井戸の設置とあったと思うのですが、これは新たに井戸をこの場所で掘るということでしょうか。また、説明会の資料にはこの井戸の記載がないのですけれども、設置の計画がなくなったのであれば、その理由や経過を教えてください。

会長 防災課長、どうぞ。

防災課長 新規も含めて、防災井戸は北側に設置することを含めて検討しているところでございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 設置されるということでもいいですね。説明会の資料には特になかったのと、

説明会でも具体的な説明というのがなかったのでお聞きしたのですけれども、震災時にすぐ使える水が必要であるというので、井戸の整備、それからプールに代わる大規模な貯水槽の整備は求めたいと思います。

次に、周辺の道路についてなのですけれども、南側の道路を拡幅されるということで、現状何メートルから何メートルに拡幅される予定なのか、また、沿道の住民には個々に拡幅についての説明はされているのかどうか伺います。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 参考資料の4ページをご覧ください。そちらに道路を含めた公園の図面がございますけれども、今回お諮りしている場所につきましては、3方向道路に接している状況でございます。こちらの道路につきましてはいずれも2項道路となっておりまして、道路のセットバックが必要な状況となっております。

今回、このセットバックする部分については都市計画公園の網をかけない状況にはなっておりますけれども、それぞれ道路につきましては、おおむね40センチから1メートル30センチほどのセットバックが必要という状況になってございます。

近隣の住民の方につきましては、今後、具体的な整備が始まる際にお話をしていくということになると考えてございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 一番大きいところだと1メートル30センチのセットバックの必要ということで、結構大きな工事だと思いますので、ぜひ、住民の方に、どれぐらいやるよとか、丁寧な説明をしていただきたいと思います。

それから関連して、現在、旧杉八小の給食室では、松ノ木中学校の給食を調理、配送している件について近隣にお知らせが配布されていると思うのですが、この周辺の道路は大変狭くて、ここに2トントラックが通る配送ルート予定の地図も掲載されているのですけれども、4月からこの調理、配送を始めて、現状このとおり配送されているのでしょうか。

会長 施設再編整備担当課長、どうぞ。

施設再編整備担当課長 所管の教育委員会からは、地域の皆様にご案内した内容と異なる形で今実施しているという報告は受けておりませんので、ご案内したとおりの形で実施しているものと受け止めております。

会長 委員、どうぞ。

委員 分かりました。公園やコミュニティー施設の工事の際も、工事車両が行き来

することになるため、このルートについて、住民生活や子どもたちの通行などに極力配慮したものにしてほしいと思っています。

特に、今進められている阿佐ヶ谷駅の北東地区では、杉一小の敷地内に工事車両の専用通路が造られるなどの対応で、地域住民や子どもたちにもかなりの負担を強いている状況です。この説明も丁寧とは到底言えないと思っています。この点はぜひ工事が始まる前に、特に丁寧に住民や近隣施設などから意見聴取、検討を行っていただくよう要望したいと思います。

次に、緑や樹木についてなのですが、説明会で住民から桜やイチョウの木を残してほしいという要望が出されました。詳細はこれからということですが、基本計画には緑の中で読書が楽しめるようにベンチを設置などという記載もあります。こういった樹木の残置や植栽についてはどう考えていくのか伺います。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 樹木につきましては、その健全度ですとか、あとは、工事に支障があるかないかというところを踏まえて、どうしていくかというのは考えてまいりたいと思っています。

会長 委員、どうぞ。

委員 樹木の管理について、杉八小のときには適度に剪定や管理が行われていたのですが、廃校となってから落ち葉などがほとんど管理されず、虫が発生し窓が開けられなくて困っているとか、ハクビシンの被害などなど、住民からの切実な声が寄せられています。現状の、この杉八小跡地の樹木などの管理の状況というのはどうなっているのか伺います。

会長 施設再編整備担当課長、どうぞ。

施設再編整備担当課長 昨年度までは暫定活用というところでしたので、地域課というところで管理をしてございました。今年度につきましては、建物解体等行ってまいりますので、それまで管理する所管課において管理をしているというところがございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 所管課で管理されているのでしょうけれども、住民の方が、ほとんど最近になって管理をされないで困っている、生活に支障が出ているという声が寄せられていますので、そこは丁寧にさせていただきたいと思うのです。今後、新しい施設とか公園が建っていく中で、近隣住民の皆さんの様々な協力を求めていく

ことになっていくと思うので、ぜひここは管理の強化というか、適切な管理を求めたいと思うのですが、いかがでしょうか。認識を伺います。

会長 施設再編整備担当課長、どうぞ。

施設再編整備担当課長 これから解体工事ですとか建物の建設、さらには公園の整備という形で着実に進めてまいるところではございますけれども、その実施に当たりましては、地域の皆様のご意見等を頂きながら、安全に着実に進めてまいりたいと、このように考えております。

会長 今の関連のところ一旦区切らせていただいてよろしいですか。委員もお手を挙げられておりますので。

委員 工事を進めるのはもちろんだと思うのですが、樹木の管理についても同時に強化していただきたいというのが今の質問なのですが、樹木の管理についてはいかがですか。

会長 施設再編整備担当課長、どうぞ。

施設再編整備担当課長 地域の皆様のご意見を踏まえながら、しっかりと管理をしてまいりたいと考えております。

会長 ありがとうございます。

それでは、委員、どうぞ。

委員 公園の設計についてはこれからということだと思うのですが、先ほどの委員のお話とも関連するのですが、樹木の残置についてだけお伺いをしたいと思っております。

今お話にもありましたように校庭ということで、桜など代表的ですけれども、多数の樹木が植わっているようなのですが、今後公園になるに当たって、できるだけ残置をしていただきたいなと思っております。現状の樹木の状況、どういった木があったりとか、本数であったりとか、それから、今後設計はまだということなのですが、どういった計画をお持ちかということ概略で結構なので、ご説明いただければと思います。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 樹木の種類ですとか本数については今手元に資料がございませんので細かいお話はできませんけれども、いわゆる学校ということもございまして、桜ですとか、イチョウが植わっている状況でございます。

特に古い学校というところもございまして、大きい木につきましては、健全度等を見据えながら、今後の公園利用として耐えられるかどうかというところ

を含めまして考えていくというところでございます。

また、繰り返しになりますけれども、今後、解体工事等、工事が入りますので、そういった工事に支障がないかということと、あとは、住民の方と意見交換をしながら、どのような公園にしていくかということ踏まえまして、最終的にどうしていくか、どのような公園にしていくかというところは決めてまいりたいというところでございます。

会長
委員

委員、どうぞ。

樹木の状態もこれから把握されるということなので、どうするとすぐには言えないのだと思うのですが、私も現地を見に行きましたら、この東側のお寺側の植栽が比較的まとまってあったりとか、参考資料4の写真②で見る緑の辺り、それから写真③では体育館の脇に桜の木があるように見えます。西側の道路側の門の辺りから見ると桜の木があるように見えました。そういった木は、学校ということもあって、地域の皆さんが長年にわたって親しんでこられた木だと思いますので、できるだけ残す工夫をしていただきたいと思います。

今回の公園の用地ではないらしいのですが、イチョウの木も大きい木が2本ほどあるのですかね、地域の方からそのように伺っておりまして、複合施設の建築に当たってもその辺りを留意いただければと思います。

どうしても工事の利便性ということを考えると伐採する傾向にあって、先日、清水いづみ公園を拝見させていただいたのですが、あそこもこちらの審議会でお話ししましたように、地域の方からできるだけ緑を残してほしい、面影を残してほしいというお話もあったやに伺っていますが、出来上がった公園は、木があまり残ってなくて、残された木もあるし、これから育っていくことはもちろん計算に入れなければいけないのですが、あまりにも寂しいなという感じがしたのですね。

今回、学校だったという経緯もありますので、いろいろ工事に支障があったりとか、そういうことも出てくるかと思うのですが、できるだけ既存樹木を残すということを心に留めていただけるとありがたいなと思いましたので、一言言わせていただきました。ありがとうございます。

会長
委員

ありがとうございます。

それでは委員、どうぞ。

今の議論を伺っていると、ここは都市計画審議会なのですが、基本計

画の議論がすごく多くて、我々今日そうした資料は配られていないで、その議論が中心になっているので、その辺の資料の整え方とか、この場の議論の目的とかが少し不明というか、よく分からないというか。

私は、この跡地を公園にする理由は先ほどの説明で理解できるのですがけれども、防災上の機能も考えてという、5ページの取り付け道路、その辺を見ますと、敷地周辺には道路がないような図になっているのは、これは2項道路なのか、所有が私道なのかということの一つ確認したい。そして、道路体系として通路ができるということであれば、その辺は大いにこの都市計画審議会にも関係するので、その辺が少し、ここで何を議論してほしいのかが不明なので、まずは道路の関係と資料の整え方についてご質問したいと思います。

会長

みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長

まず道路につきまして、繰り返しになりますが、参考資料の4ページを御覧いただきまして、今回の計画地に接する道路については、公園の南側の3方向に接している状況でございます。こちらにつきましては、表示が十分ではなくて大変申し訳ありませんでしたけれども、区道の2項道路という状況でございます。

繰り返しの答えとなりますけれども、こちらにつきましては、公園を造る際に、2項道路としてのセットバックをいたしまして、4メートルの幅員は確保していくというところでございます。

それともう一つの、当該地、杉並第八小学校跡地に関する基本計画につきましては、今回そこまで思いが至りませんで、お配りができなくて大変申し訳ありませんでした。

今回につきましては、あくまでも都市計画公園の変更というところで、こちらとしては考えているところでございまして、それに該当する資料をお配りしたところでございましたけれども、参考資料として、今回基本計画もつけたほうがより深い議論をしていただけたかと反省しているところでございます。

会長

委員、どうぞ。

委員

そうすると、参考資料5の敷地周辺に道路がないというのは、2項道路の場合は記載しないということですか。そうすると、2項道路でも記載しているものもたくさんありますよね。周辺道路で、私ここによく通っていたので、道路の幅とかよく知っているのですがけれども、2項道路がたくさんあるのですけれども、書いてあるものと、敷地周辺とかお寺の周りに書いていないものがある

るのが、この図の精度というか、整え方というか、よく理解できないのですけれども。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 参考資料5の地図についてのご指摘でございますけれども、こちらについても基本的には2項道路を含めて表示をしているものと認識をしているところでございますが、当該地の周りの2項道路につきましては少しかすれたような形で表示がなくなってしまっているというところもございまして、今回分かりにくい状況になってしましまして大変申し訳ありません。

先ほど、議案4ページでご説明いたしましたように、当該地、公園になる予定地の南側につきましては、3方向、2項道路で囲われている状況でございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 この審議会の考え方としまして、公園設置の目的の1つが防災であれば、道路関係についてはきちんと資料を整えていただくように要望したいと思います。

それから防災上であれば、4メートルの道路に拡幅するという性能では足りない。ご存じのように6メートルにしてつながっていないと防災の公園として機能しないわけですが、そういった計画がどうなっているのかとかいったほうが、この審議会としては重要な議論ではないかと思えます。その辺はいかがなのでしょう。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 まず道路の図面でございますけれども、議案のほうの資料をご覧くださいまして、最後の4ページをご覧くださいますと、道路の詳細が分かりやすく記されてございます。初めからこちらを用いてご説明いたしませんで、大変申し訳ありませんでした。このような形で、周辺地の道路についてはなっているという状況でございます。

それと、拡幅の件でございますけれども、南側の道路につきましては、2項道路のセットバックに加えまして、敷地内通路という形で、もう少し幅員を拡幅していくように現在のところ考えている状況でございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 ここは周辺をお寺に囲まれていて、防災の性能上の空地としては非常にいい場所ではないかと思っておりますが、道路がないのだけが非常に問題でして、南側の道路を拡幅されるのは分かるのですけれども、高幅員の道路につながっ

ていない6メートル道路というのはあまり意味がないわけなので、その辺も今後ご検討いただきたいと思います。

会長

ありがとうございます。

それでは、委員、どうぞ。

委員

私も近隣に十数年暮らしていましたからよく分かるのですが、高円寺は木造密集地域ですし、大きな公園も少ないので、防災の観点から震災救援所の機能を持った公園となることは、住民の要望にもあるように、私も望ましいと考えています。

一方で、今先ほどからも幾つか議論があったと思うのですが、地震が起きたときに、避難路として、安全な避難路、通路が確保されている公園立地なのか、そうした観点からきちんと整備をしていくことが重要かなというふうを考えているところです。

周囲はお寺に囲まれているのですが、実際のところお墓にも囲まれているということになるわけなのですね。先ほど公園側のブロック塀に関して議論があったと思うのですが、お寺側、例えばお墓が震災のときに倒れて、ブロック塀ごと通路を塞いでしまったりとか、そういった危険もあると思うのです。なので、当然お寺側にもご理解を得ながら、ブロック塀の対策というのを同時に進めていく必要もあるのではないかと思います。そこら辺はどのようにお考えになっているのか伺います。

会長

耐震不燃化担当課長、どうぞ。

耐震不燃化担当課長 今、委員ご指摘のブロック塀の対策につきましては、大阪府北部地震でブロック塀が倒壊して小学生の女の子が亡くなったという事件がありまして、区としても、通学路に面しているブロック塀については、助成金を出しながら改善に向けて取り組んでいるところでございます。

今回の地域につきましても、委員ご指摘のブロック塀、万年塀、周りがございます。こちらにつきましても、区としては、所有者の方々に亀裂等あるところにつきましてはお話をさせていただいているところでございます。

先ほどから高円寺につきましては木造密集地域というお話もございますが、今回の区域につきましては、東京都の防災都市づくり推進計画上は木密の整備地域にはなっておりません。しかし、狭あい道路に面していろいろと建物も建っておりますので、このような地域において公園が整備されるということは、これまでもご答弁させていただいておりますけれども、防災上非常に有効

だと思っております。

今後もブロック塀の対策につきましては、引き続き改善に向けて取り組んでいきたいと考えております。

会長

委員、どうぞ。

委員

ぜひ、よろしくお願いいたします。

アクセスという観点からもう一つ申し上げますと、今、3方向からの通路の議論があったと思うのですが、北側からのアクセスはどのようになるのかというのも懸念しなければいけないのではないかなと思っています。

今現状は小学校が建っていて、今後複合施設がどのように建設されるのかというのはまだまだ検討されていくことなのであろうと思うのですが、北側からの震災救援所へのアクセスということも念頭に置いた公園の在り方というのが必要だと思うのですが、そこら辺についてはどのようにお考えなのか伺います。

会長

みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長

先ほどもお話がありましたけれども、いわゆる北側の複合施設と公園側の行き来につきましては、敷地の東側、それから、西側に南北に抜ける通路を設けるということで今のところ考えてございますので、そういったところで公園との行き来はできるというところでございます。

会長

委員、どうぞ。

委員

ありがとうございます。

アクセスの件以外にも震災救援所について伺いたいのですが、防災課の方も今日いらしているということなので伺いますけれども、震災救援所の運営というのは、現状、通常であれば小学校の学校の関係者と、あと地域住民などが運営に参加しているという形でやっていると思うのですが、この今回の都市計画公園になったときに、震災救援所の運営に関しては、どのような方がそこに参加していくことになるのか、どのように考えているのか伺います。

会長

防災課長、どうぞ。

防災課長

これまでは旧杉八小の時代にも地域の市民組織というものがございまして、こちらの方と区の職員とが一緒になって震災救援所運営連絡会を作って、運営をしているということでございます。

工事の期間中は、近隣の高円寺体育館にその機能を一時期移しますけれども、新たな施設が出来上がったときには、またそちらを一緒に引き続きやっていくというところで考えてございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 学校関係者は今回、これはもう杉八小ではなくなっているの、いなくなっていると思うのですが、公園の管理の関係者なども今後、震災救済所の運営に参加していくと考えていらっしゃるのでしょうか。

会長 防災課長、どうぞ。

防災課長 コミュニティふらつとであるとか、図書館であるとか、運営する事業者にも、運営連絡会、またそういったものの仕組みに協働いただく形で進めてまいりたいと考えてございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 これは都市計画公園のこととずれるのであれなのですけれども、公園の管理の事業者ということは委託をされるということになっていくのかなと思いますけれども、委託の事業者が震災救済所の運営に参加していくということは、きちんと区民の安全を守るとい、そういう公共性の立場から、しっかりとした職責を果たしていける、そういう運用をぜひ構築していただきたいと考えております。そういうことができるのかどうかということも含めて、今はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

会長 防災課長、どうぞ。

防災課長 地域の学校等にごございます震災救済所の運営は、今でも区の職員、これは学校の職員が入る場合もございまして、区の学校施設ではないところもございまして、地域の方々と、また、その施設を運営する事業者のほう、ガイドラインを作りまして、しっかりやっていくということを示しております。

会長 委員、どうぞ。

委員 ぜひ、よろしく願いいたします。

もう1点だけ伺います。高円寺地域の馬橋公園についても防災機能を持った公園ということで今進めていると思うのですが、地域住民とワークショップをする中で、どのような公園にしていくのか、防災面以外も含めて、住民と一緒に考えて公園づくりを行っていると聞いております。そんな中で、防災に関する取組というの、かなり細かい積極的なアイデアというのが、実際に地域で暮らして、災害時に自分たちが当事者になる、そうした住民から積極的なアイデアも出されていると聞いています。

この杉八小の跡地の公園に関しても同様のプロセスが必要なのかなと思いますが、そこを求めたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

会長 みどり公園課長、どうぞ。

みどり公園課長 こちらの公園につきましても、馬橋公園の拡張時と同様に、いわゆるワークショップと呼ばれるものを開催する予定でございまして、そういった中で住民の方のご意見を取り入れてまいりたいと考えてございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 ぜひ、地域住民の方の意向を踏まえながら、一緒に地域のための公園というのを造っていただきたいと思いますと思います。

会長 ありがとうございます。ほかにご発言希望の委員の方いらっしゃいますか。ほかはいかがでしょうか。

それでは、委員、どうぞ。

委員 スケジュールについてなのですが、この公園を含む杉八小跡地関係の住民に対しての説明会ですが、次回はいつ頃に、どういう内容で行われるのか確認します。

会長 施設再編整備担当課長、どうぞ。

施設再編整備担当課長 今後の説明会の予定でございまして、まちづくり条例に関する説明会ですとか、あるいは中高層建物整備の紛争予防の条例に係る説明会、こういったものを時期を見て適切に行ってまいりたいと考えてございます。

会長 委員、どうぞ。

委員 そのスケジュールというのは、まだ日程としては明らかにはなっていないという感じですかね。

会長 施設再編整備担当課長、どうぞ。

施設再編整備担当課長 こちらの時期につきましては、設計等の状況にもよるところで、現在明確にご案内することができない状況でございます。

会長 ちょっと確認ですが、今のは、公園ではなくて、公共施設のほうのお話ですね。

施設再編整備担当課長 建物に関する説明会でございます。

会長 そういうことだそうです。委員、どうぞ。

委員 この公園の都市計画決定についてなのですが、昨年の4月の基本計画の中にあるスケジュールでは、昨年11月という予定にあったと思うのですが、今回半年ほど遅れたのは何か理由があるのか伺います。

会長 施設再編整備担当課長、どうぞ。

施設再編整備担当課長 こちらのにつきましては、先ほど一部ご説明いたしましたけれども、体育館の

存置を行ったというところで、改めてどのような公園の形にするかが変わったところから、スケジュールに若干変更が生じているところがございます。しかしながら、複合施設等のオープン、あるいは公園のオープンの時期につきましては、当初の予定から変更はございません。

会長
委員

委員、どうぞ。

今回、杉八小跡地の活用についての説明会では、自治会関係者から、地域防災機能の継承や塀や公園の設計などについて多くの意見や質問が出されたと思います。

今回の公園整備に当たって、今後も住民への説明会や懇談などを行い、要望をしっかりと聞いて具体的に生かすこと、防災機能を確保し今までと同規模以上の消防水利などを準備すること、それから防犯、特に夜間の防犯対策を検討すること、既存樹木を最大限に残し落ち葉管理などは学校の時代と同じく丁寧に行うことを求めます。

少なくとも、杉八小があったときの防災機能は維持をしつつ、新たに公園として整備するのであれば、より防災の機能を充実させることが地域住民の命と生活を守ることにつながります。そのためには、震災救援所の受入れ人数の拡大や消防水利、生活用水のさらなる確保も必要だということを述べておきます。

会長

ご意見ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、いかがですか。

委員、どうぞ。

委員

要望なのですが、先ほど委員からご指摘があった、基本計画と道路規格がこれだと少し分かりにくいので、もし詳しい図面が提供できるのであれば、私も委員に、事後的で結構ですのでご提供いただくとありがたいかなと思います。

今回の公園の指定については、それを左右するものではないと思いますので、事後で結構ですので、資料を頂ければということで、要望で申し上げておきます。

会長

ご要望ということで、事後的に提供いただけるということでよろしいですか。
管理課長、どうぞ。

管理課長

参考資料としての資料であれば、調整させていただいて、配付いたします。

会長

よろしく願いいたします。

それでは、お諮りしてよろしいですか。

それでは、東京都市計画公園の変更についてお諮りいたします。「杉並第2・2・52号 杉並第八小学校跡地公園」につきまして、原案どおり承認するということをご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。ご了承いただいたということで、区には異議なしということで答申することといたします。ありがとうございました。

以上で、本日の議題は全て終了でございます。最後に、事務局より連絡事項がございますのでお願いいたします。

管理課長、どうぞ。

管理課長 本日も、貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。最後に、次回の都市計画審議会の日程についてご報告いたします。

現在予定しています日程でございますが、7月21日水曜日午前10時からを予定してございますので、スケジュールの調整をお願いいたします。

会長 次回は7月21日水曜日午前10時からということでございます。

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

これで、第195回杉並区都市計画審議会を閉会いたします。皆様、お忙しいところありがとうございました。

<午前10時50分 閉会>